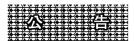
	ı	
21, 552		21, 511
18, 518		18, 469
39, 648		39, 653
20, 985		20, 938
8, 312		8, 283
27, 267		27, 210
6, 743		6, 694
22, 675		22, 612
7, 537		7, 488
8, 674		8, 637

選挙管理委員会



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

広丘ショッピングパーク

塩尻市大字広丘堅石字桔梗ヶ原2145-180外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社ツルヤ

小諸市御幸町二丁目1番20

- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川(健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
有限会社昭和	中村富雄	松本市元町1-1-28
株式会社良品計画	松﨑 暁	東京都豊島区東池袋4-26-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ツルヤ	掛川 健三	小諸市御幸町二丁目1番20号
有限会社昭和	中村富雄	松本市元町1-1-28
株式会社良品計画	堂前 宣夫	東京都豊島区東池袋4-26-3

4 変更した年月日

令和3年9月1日

5 届出年月日

令和3年9月2日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年9月13日から令和4年1月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は松本地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

報

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド伊那店

伊那市西町5352-32外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社エイチ・アール・ネット

東京都中央区日本橋本町四丁目7番10号

- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
㈱綿半ホームエイド	午前 9 時30分	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
㈱綿半ホームエイド	午前7時30分	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前9時から午後9時30分まで
2	午前9時から午後9時30分まで

(変更後)

	時間帯
1	午前7時から午後9時30分まで
2	午前7時から午後9時30分まで

4 変更する年月日

令和3年11月1日

5 届出年月日

令和3年8月31日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年9月13日から令和4年1月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は上伊那地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

県

報

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド諏訪店

諏訪市上川三丁目2391番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205番地

- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
㈱綿半ホームエイド	午前9時30分	午後 9 時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
㈱綿半ホームエイド	午前7時30分	午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前9時から午後9時30分まで
2	午前9時から午後9時30分まで
3	午前9時から午後9時30分まで

(変更後)

	時間帯
1	午前7時から午後9時30分まで
2	午前7時から午後9時30分まで
3	午前7時から午後9時30分まで

4 変更する年月日

令和3年11月1日

5 届出年月日

令和3年8月31日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和3年9月13日から令和4年1月13日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課又は諏訪地域振興局商工観光課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において 準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

報

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出する ことができます。

令和3年9月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半ホームエイド須坂店

須坂市大字高梨245番地外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社綿半ホームエイド

長野市南長池205番地

- 3 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
㈱綿半ホームエイド	午前 9 時30分	午後9時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
㈱綿半ホームエイド	午前8時	午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)

	時間帯
1	午前9時から午後9時30分まで
2	午前9時から午後9時30分まで
3	午前9時から午後9時30分まで

(変更後)

	時間帯
1	午前7時30分から午後9時30分まで
2	午前7時30分から午後9時30分まで
3	午前7時30分から午後9時30分まで

4 変更する年月日

令和3年11月1日

	令和3年(2021年)9月13日(月)	長	野	県	報	第237号	9
5	届出年月日						
	令和3年8月31日						
6	届出書及び添付書類の縦覧の場所						
	長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興	局商工額	見光課				
7	縦覧の期間						
	令和3年9月13日から令和4年1月13日まで						
8	意見書の様式						
	長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成	成 12 年	5月19	日付け	12 産振第 137 号)様式第 8 号によ	こる。	
9	意見書の提出先						
	長野県産業労働部産業政策課又は長野地域振興	局商工額	見光課				
						産業政策課	